

(3) 再編スケジュール

	R6年度 (1年目)	R7年度 (2年目)	R8年度 (3年目)	R9年度 (4年目)	R10年度 (5年目)	R11年度 (6年目)	R12年度 (7年目)	R13年度 (8年目)	R14年度 (9年目)	R15年度 (10年目)
藤山中	地域説明	地域協議 再編準備		中学校区の再編（藤山小・鶴ノ島小）						2小1中 小中一貫校 開校
藤山小				2小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工				
鶴ノ島小				開校準備委員会設置（開校に向けた検討・準備）						
				藤山中学校へ進学						
神原中	地域説明	地域協議 再編準備		中学校区の再編（見初小・神原小・琴芝小）						施工 R19年度 開校目途
神原小				地域協議 (3小1中 小中一貫校)			3小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計		
琴芝小					開校準備委員会設置 (開校に向けた検討・準備)					
見初小				神原小・琴芝小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実（R19年度新設一貫校へ）						
常盤中	地域説明	地域協議 再編準備		中学校区の再編（恩田小・岬小）						
恩田小				小学校区の再編（琴芝小の一部編入）						
岬小				恩田小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実						
西岐波中	地域説明	地域協議 再編準備		中学校区の再編（西岐波小・常盤小）						
常盤小				西岐波中学校に進学						
厚東小	地域説明			他校との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実、地域や市長部局と連携した児童生徒増加策の推進		R11年度時点で5年先までの児童数を確認し、児童数の推移が学校全体で12人未満の見込みとなった場合は適正化を推進				
二俣瀬小										
小野小										
吉部小										
万倉小										
【関連校】										
桃山中	地域説明			中学校区の再編（小羽山小・新川小）						
上宇部中				中学校区の再編（上宇部小）						

【参考】小中一貫教育、施設一体型小中一貫校、義務教育学校の関係

小中一貫教育

小中一貫教育とは、連続する小中学校で「めざす子ども像」（教育目標）を共有して、9年間を通じた系統性・連続性のある教育活動を行うもので、本市では令和2年度(2020年度)からすべての中学校区で導入しています。小中一貫教育のメリットとしては、「中一ギャップの緩和や解消」「確かな学力の定着」「異学年交流などによる精神的な発達」などが挙げられます。

【具体的な取組】

- ・「めざす子ども像」を共有し、同じベクトルで児童生徒を育てる
- ・9年間を見通したカリキュラムを実施
- ・小学校5・6年生で教科担任制
- ・小学生と中学生の交流授業
- ・小中教員による相互の乗り入れ授業など

【2つの学校形態】

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
校長	小学校・中学校に1人ずつ	1人
教職員組織	小学校・中学校に1つずつ	1つ
学年	小学校6年 中学校3年	1年生から9年生

【施設の形態】

従来の小中一貫教育（施設隣接型・分離型）

施設一体型小中一貫校

同一敷地内に、小学校と中学校を
設置する施設整備の形態

資料 1

令和6年11月発行

宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画《概要版》

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

1 計画の策定について

■はじめに

全国的に少子化が進行する中、本市においても、児童生徒の継続的な減少が見込まれており、また、市街地地域における通学区域の偏りも課題となっています。

そのため、令和4年4月に宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会に「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた具体的な方策」について諮問しました。

審議会では、2年間にわたり市民の方々のご意見も聴取されながらご審議いただき、令和6年1月に答申の提出がありました。

教育委員会では、答申を尊重し、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境を創出していくため「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を定めることとしました。

■計画期間：令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間

2 学校のあるべき姿

計画の策定にあたり、まずは、子どもたちにとって望ましい教育環境として「学校のあるべき姿」を定めました。この計画を進めていくことにより、ここに定める「学校のあるべき姿」の実現を目指します。

『学校のあるべき姿』

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び（健やかな成長）を保障できる学校

【理想形】

児童生徒の社会性を育むことができる集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校

3 小中学校の現状と課題

2で定めた『学校のあるべき姿』に対して、現状、以下のような課題があります。

■児童生徒数：児童生徒数は昭和58年(1983年)に24,343人とピークを迎え、その後は減少が続き、令和6年(2024年)には、11,159人となっています。さらに、減少傾向は続き、令和11年(2029年)には10,176人になる見込みです。（減少率58%）

学校規模についても、令和6年(2024年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級、5校が全ての学年でクラス替えのできない単学級となり、全市的に小規模化が進行しており、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要があります。

■小中一貫教育：進学先の中学校が分かれる小学校では、地域の特色を活かした系統的教育が難しい状況にあり、義務教育9年間を通してより一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要があります。

■学校選択制：市街地地域においては、学校選択制の利用者の増加により本来の就学校で大幅に入学者が減少している学校があり、適正な通学区域のもとで適正な学校規模を確保する取組を進めていく必要があります。

■学校施設：多くの学校施設において老朽化が進んでおり、状況に応じて施設の更新を計画的に進めていく必要があります。



4 課題解決に向けた取組の方向性

①小中一貫教育の推進

小中一貫教育をより一層推進していくため、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進めます。

②望ましい学校規模の確保

児童生徒の通学距離など、就学環境を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置を進めます。

③学校施設の整備

学校施設の更新時期を踏まえた、学校の統廃合を進めます。

5 学校規模・学校配置基準

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外 北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

■望ましい学校規模の基準

	市街地地域	北部地域
小学校	12学級以上（1学年2学級以上）	6学級以上（1学年1学級以上）
中学校	6学級以上（1学年2学級以上）	3学級以上（1学年1学級以上）

■望ましい学校配置の基準

	通学距離
小学校	概ね4 Km以内
中学校	概ね6 Km以内

6 配置の適正化に向けた具体的な取組

■適正化の進め方

①小中一貫教育の推進

中学校の通学区域を優先的に見直すとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しを行います。

②望ましい学校規模の確保

適正化の検討対象校は5年後の令和11年度(2029年度)の児童生徒数の推計から、望ましい学校規模の基準を満たさない学校としますが、市街地地域については、計画期間内における優先度を考慮し、全ての学年が単学級となる次の学校とします。

《市街地地域の検討対象校》

岬小学校、見初小学校、神原小学校、鵜ノ島小学校

《北部地域の検討対象校》

厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

- ・検討対象校の適正化は、①により見直した中学校の通学区域により、複数の学校が集中し、施設の老朽化が進んでいる市街地地域の検討対象校から優先的に取り組みます。
- ・北部地域の検討対象校については、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により教育環境の維持が図られているため、当面の間、現在の学校を維持していきます。

③学校の施設整備

老朽化した校舎の建て替えに合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校の設置を目指します。

7 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校区域の再編

一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう見直しを行うとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しも行います。

■進学先が分かれる小学校の中学校区域の再編

	現在の進学先	再編後	対象地区
常盤小	西岐波中・常盤中	西岐波中	常盤全区
琴芝小	上宇部中・常盤中	神原中	琴芝全区 (琴芝1区から1-10区を除く)
		常盤中	琴芝1区から1-10区
鵜ノ島小	桃山中・藤山中	藤山中	鵜の島全区

恩田小へ区域変更

(2) 規模等検討対象校の適正化

【市街地地域の適正化の方向性】

岬小学校を除く検討対象校は、新たに再編される中学校の通学区域により適正化を推進していくこととします。また、老朽化した校舎の更新に合わせて施設一体型の小中一貫校を目指して統合を進めていきます。

岬小学校については、学校施設が新しく、近隣に大規模校である恩田小学校があることから、審議会の答申において通学区域の変更により適正化を進めていくよう、提言がありましたが、岬小学校に通学する方が通学距離が短くなる恩田地域の児童数を合わせても、望ましい学校規模基準である2学級に満たない学年が多くなることから、本計画期間中は適正化は行わず、小規模校のメリットを活かした教育の充実を図ることなどにより、現在の教育環境を維持していくこととします。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

3小1中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行います。

■検討対象校：鵜ノ島小学校

2小1中（鵜ノ島小、藤山小、藤山中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行います。

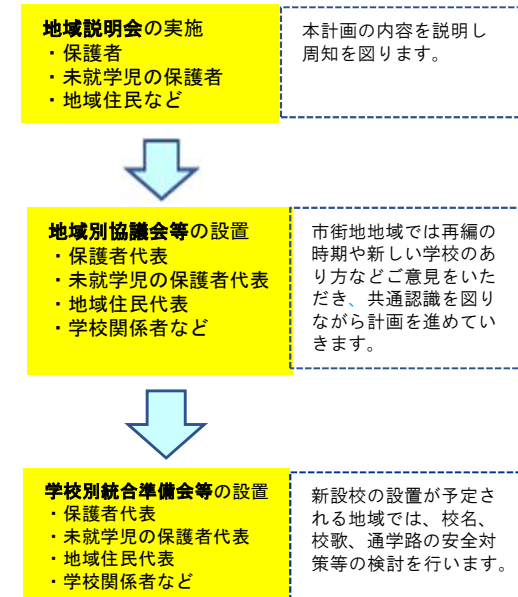
【北部地域の適正化の方向性】

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

令和11年度(2029年度)時点で5年先までの児童数を確認し、将来的な児童数の推移が1学年2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していきます。

8 計画の進め方と配慮事項

(1) 計画の進め方



(2) 配慮事項

①児童生徒の不安解消

再編前には、学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流の機会を充実させるとともに、再編後においてもきめ細かな心のケアに取り組みます。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒については、個々の特性に寄り添った一貫した支援等が再編後も継続して受けられるよう、配慮していきます。

また、通学区域の変更については、新入生からの段階的实施や、入学時に兄や姉が在学している場合は、変更前の学校も選択可能とするなど、緩やかな移行に向けた仕組みも検討していきます。

②児童生徒の通学支援

スクールバスや公共交通機関の活用など、通学時間が短くなるよう配慮していきます。

また、学校と保護者や地域が連携して児童生徒が安心安全に登下校できるよう取り組みます。

③小規模校の課題への配慮

中山間地域では、猶予期間中においては、特認校就学制度の活用や移住定住策の推進などに地域や市長部局と連携しながら取り組みます。



宇部市立小中学校 適正規模・適正配置計画

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

令和6年(2024年)11月
宇部市教育委員会

目 次

1	計画の策定について	1
(1)	背景と趣旨	1
(2)	これまでの経過	1
(3)	計画の位置づけ	2
(4)	計画期間	2
(5)	計画の進め方	2
2	本市の将来推計人口	3
3	宇部市立小中学校の現状と将来予測	4
(1)	児童生徒数・学級数	4
(2)	学校数と配置	6
(3)	学校施設の状況	7
4	学校のあるべき姿と実現に向けた取組	8
(1)	学校のあるべき姿	8
(2)	現状と課題	8
(3)	課題解決に向けた取組の方向性	9
(4)	望ましい学校規模・学校配置の基準	10
(5)	適正化に向けた具体的な取組	11
5	学校のあるべき姿を実現するための学校再編	14
(1)	小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編	14
(2)	中学校通学区域の個別の再編	15
(3)	規模等検討対象校の適正化	20
6	計画の進め方と配慮事項	24
(1)	具体的な進め方	24
(2)	配慮事項	25
(3)	再編スケジュール	26

1 計画の策定について

(1) 背景と趣旨

全国的に少子化が進行する中、本市においても、令和6年(2024年)の児童生徒数は11,159人となり、ピーク時の昭和58年(1983年)の24,343人と比べると半数を割る状況となっています。さらに、令和11年(2029年)までの5年間で児童生徒数は約1,000人減少する推計となっています。

また、昭和期の急激な児童生徒数の増加に対応するため、近接する市街地地域に複数の学校を設置したことから、通学区域の偏りが生じており、将来的に教育環境に様々な課題が生じることが懸念されています。

そのため、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するために、「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を策定するものです。

(2) これまでの経過

教育委員会では、平成22年(2010年)に教育活動にふさわしい学級数や児童生徒数等を示した「宇部市立小中学校適正配置基準」を策定し、この基準に基づき、平成28年(2016年)4月には小野中学校と厚東中学校を統合した厚東川中学校を新設しました。また、見初小学校の適正配置については、関係校区との協議を重ねた結果、令和2年時点では、統合しないという結論が出たところです。

しかしながら、児童生徒数の減少が今後も継続的に見込まれる中で、最適な教育環境を持続的に確保していくためには、これまでの配置基準を見直し中長期的な視点で適正な学校規模や通学区域を検討し、新たな学校配置を全市的に考えていく必要があります。そのため、教育委員会では、令和4年(2022年)4月28日に学識経験者や保護者、地域の代表などで構成される「宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会」に「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組」について諮問をしました。

審議会では、保護者や児童生徒をはじめとする市民の方々の意見を広く聴取しながら計12回にわたる審議を重ねられ、令和6年(2024年)1月19日に答申が提出されました。

教育委員会では、答申を尊重し、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境を創出していくため「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を定めることとしました。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、第5次宇部市総合計画及び第2期宇部市教育振興基本計画に基づいた計画とします。これにより、平成22年(2010年)に策定した「宇部市立小中学校適正配置基準」については、廃止とします。

(4) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。

ただし、各学校の状況は年々変化していくことから、児童生徒数の推移や国における学校教育の変化の状況を踏まえたうえで、計画策定5年後には、必要に応じて計画の見直しを図るものとします。

(5) 計画の進め方

計画の推進に当たっては、保護者や地域住民に十分な説明を行い、共通認識を図りながら進めるものとします。

2 本市の将来推計人口

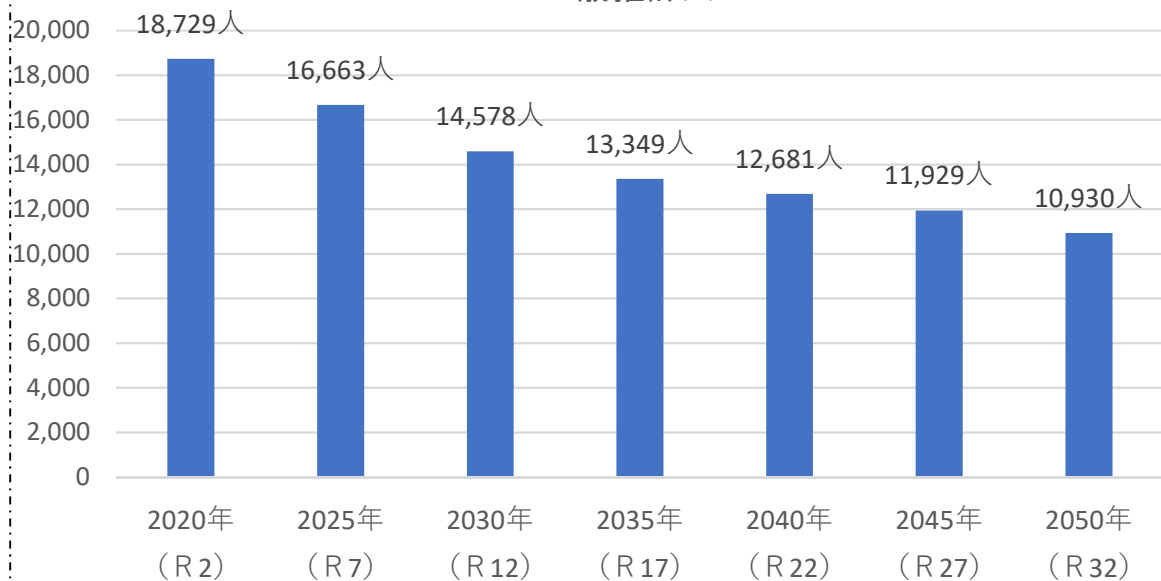
国立社会保障・人口問題研究所が令和2年(2020年)の国勢調査を基に、令和5年(2023年)12月に公表した地域別の将来推計人口によると、本市の人口は令和2年(2020年)から令和32年(2050年)の30年間で47,175人減少すると推計しています。

また、このうち0歳から14歳までの人口は7,799人減少し、この30年間で約42%減少すると推計しています。

宇部市の将来推計人口

	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
総人口	162,570	155,567	147,755	139,811	131,533	123,252	115,395

0～14歳推計人口



出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5年(2023)年12月公表）」（国立社会保障・人口問題研究所）

3 宇部市立小中学校の現状と将来予測

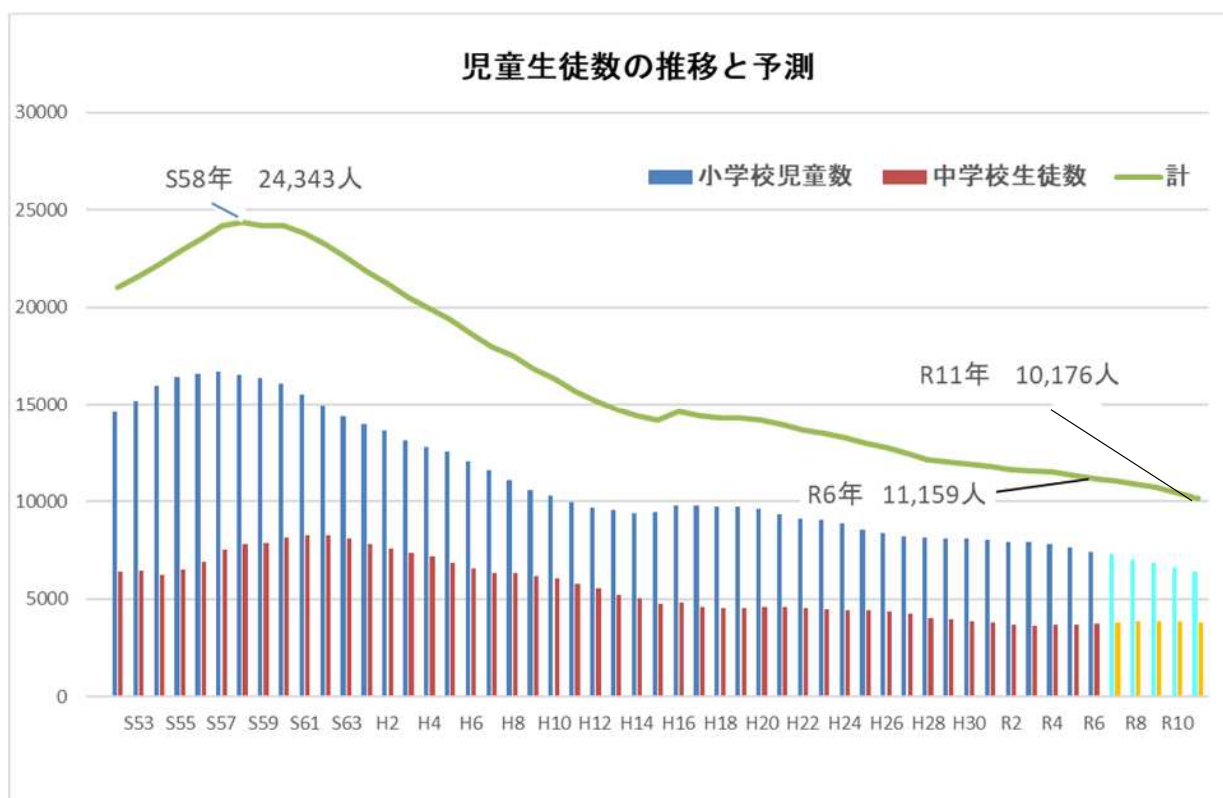
(1) 児童生徒数・学級数

本市の児童生徒数は、石炭産業の振興や第1次ベビーブームなどにより、昭和34年(1959年)に36,554人となり、昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足以来、過去最高の人数になりました。昭和40年代には炭鉱の縮小や閉山により児童生徒数は減少に転じましたが、第2次ベビーブームの影響により、昭和58年(1983年)には24,343人となり2回目のピークを迎えました。

しかしながら、その後は少子化の影響により児童生徒数の減少が続いており、令和6年(2024年)には、11,159人となっています。

また、住民基本台帳を基にした児童生徒数の推計では、令和11年(2029年)には10,176人と昭和58年(1983年)のピーク時と比較して約58%減少し、その後も減少傾向は続くものと予測されています。

■児童生徒数の推移と予測



※令和7年度から11年度までの推計値は、令和6年5月時点での推計値。
中学校の生徒数については、私立中学校等への進学はないものとして推計。

また、児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少しています。令和6年度(2024年)において小学校では、低・中・高学年の隣接学年が一緒のクラスに在籍している複式学級※のある学校が4校、全ての学年でクラス替えが出来ない単学級の学校が5校となっています。

令和6年度の学級数と児童生徒数

令和6年5月1現在

小学校名（児童数）					校数	学級数	校数	中学校名（生徒数）						
複式学級		二俣瀬 (20)	小野 (21)	吉部 (21)	3	3	2	厚東川 (52)	楠 (99)	単学級				
複式学級と単学級				万倉 (29)	1	4	0	1～2学級/学年						
単学級				0	5	0								
岬 (140)	船木 (116)	鶺ノ島 (112)	見初 (96)	厚東 (69)	5	6	1	神原 (168)	2～3学級/学年					
1～2学級/学年					0	7	1	川上 (219)						
					0	9	3	藤山 (314)	桃山 (331)	東岐波 (305)				
										0	10	0	3～4学級/学年	
		原 (261)	西宇部 (247)	小羽山 (277)	3	11	1	厚南 (401)						
		川上 (385)	神原 (315)	琴芝 (284)	3	12	1	上宇部 (432)						
2～4学級/学年					0	13	2	西岐波 (448)	黒石 (444)	4学級以上/学年				
							新川 (401)	1	14		0	常盤 (511)		
							常盤 (423)	1	15		1			
											0			16
					上宇部 (556)		東岐波 (522)	藤山 (505)	3		18	0		
							厚南 (586)	1	19		0			
							黒石 (663)	1	21		0			
							西岐波 (655)	1	22		0			
							恩田 (731)	1	24		0			

※学級数は通常学級のみで、1学級の人数は小中学校共に35人まで

※複式学級

児童又は生徒数が少ないために一つの学年の児童又は生徒だけでは学級の編成ができない場合に、同一学級に2つの学年を収容して編成する学級。

○複式学級の編成基準

小学校：2つの学年の人数が16人以下（第1学年の児童を含む場合は8人以下）

中学校：2つの学年の人数が8人以下

(2) 学校数と配置

昭和22年(1947年)に新制小学校・中学校が発足した当時、宇部市立小学校は10校、宇部市立中学校は7校でスタートしました。その後、石炭産業の振興やベビーブームなどによる児童生徒数の増加に対応するため、市街地を中心に小中学校の分離・開校が行われました。併せて、市町村合併による学校数の増加もあり、小学校は平成16年(2004年)に現在の24校となりました。中学校は平成16年(2004年)の楠町との合併により13校になりましたが、平成28年(2016年)4月に小野中学校と厚東中学校を統合して厚東川中学校を新設したことにより現在12校となっています。

また、学校の配置については、昭和期の急激な児童生徒数の増加に対応するため、近接する市街地地域に複数の学校を設置したことから、通学区域の偏りが生じています。

(3) 学校施設の状況

本市の学校施設は築後40年以上経過したものが半数近くを占めており、多くの施設において老朽化が進んでいます。

施設（校舎）の建設年度一覧

令和6年4月1日現在

小学校名（建設年度）				経過年数	中学校名（建設年度）		
				築70年以上	藤山 (S25、33、37、51、53、60-62)	常盤 (S26、36、43、45、57-58)	
	藤山 (S34-36、39、48、52、54)	神原 (S37-40、42)	鵜ノ島 (S37-40)		69年 ～ 築60年	桃山 (S36、38-40、H2-3)	厚南 (S30、35-37、50、56)
恩田 (S40-42、58-60)	新川 (S42-43、H27)	原 (S42、52、55)	万倉 (S43、56)	59年 ～ 築50年	西岐波 (S46-48、53、56、H21)	東岐波 (S48-49、56、H3)	
厚南 (S50、H9-11)	上宇部 (S51-53、57-58)	常盤 (S51-52、54)	東岐波 (S51、55、59-61)	49年 ～ 築40年	楠 (S52、H4、19)		
厚東 (S54、H2)	小羽山 (S54-55、57-58)	西宇部 (S54-55、H元)	見初 (S56-57)				
			吉部 (S58)				
川上 (S62-63、H16)	船木 (S62)	琴芝 (H3-6)	黒石 (H5、28)	39年 ～ 築30年	川上 (S63-H元、22)	黒石 (H2)	神原 (H5-7)
		小野 (H8)	二俣瀬 (H9-10)	29年 ～ 築20年	上宇部 (H13-16)		
			西岐波 (H17-19)	19年 ～ 築10年	厚東川 (H22-23)		
			岬 (H30)	築10年未満			

赤字は経過年数に該当する校舎の建設年度

4 学校のあるべき姿と実現に向けた取組

(1) 学校のあるべき姿

教育委員会では令和4年(2022年)3月に、今後の教育の方向性や施策を示した第2期宇部市教育振興基本計画を策定し、計画の基本理念として『「自立」と「共存同栄」宇部を愛し、未来を拓くひとづくり』を掲げています。

この理念は、変化の激しい社会の中にあっても、自らが主体的に社会にかかわりあい、向上心をもって学び、自らを磨き上げていく「自立」の心とともに、多様な一人ひとりが互いの人格を尊重し、支えあい、互いに高め合っていく「共存同栄」の精神(こころ)で未来を切り拓いていく人材を育成していくことを目指すものです。

この理念のもと、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境として『学校のあるべき姿』を以下のように定めました。

本計画を実行していくことにより、ここに定める「学校のあるべき姿」の実現を目指します。

『学校のあるべき姿』

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び(健やかな成長)を保障できる学校

『学校のあるべき姿』の理想形

児童生徒の社会性を育むことが出来る集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校※

(2) 現状と課題

(1)で定めた『学校のあるべき姿』に対して、現在の小中学校の教育環境を検証してみたところ、下記のような課題が明らかになりました。

《現状と課題》

■令和2年度(2020年度)から全ての中学校区で小中一貫教育※を導入していますが、進学先の中学校が分かれる小学校では、進学する中学校によってめざす子ども像などの取り組みが異なるため、学校や地域の特色を活かした系統的教育が難しい状況にあります。そのため、接続する小学校と中学校が義務教育9年間を通して、より一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要があります。

※義務教育学校 ※小中一貫教育の注釈については、13頁参照

- 通学区域が偏在している学校では、学校選択制※により、通学区域の弾力化を図っていますが、利用者の増加により、本来の就学校では大幅に入学者が減少している学校があります。一方で利用者が全くない学校もあることなどから、適正な通学区域のもとで、適正な学校規模を確保するための取組を進めていく必要があります。
- 学校規模については、令和6年(2024年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級に、また、5校がすべての学年でクラス替えのできない単学級になっているなど、全市的に小規模化が進んでいる状況にあります。そのため、今後さらなる児童生徒数の減少が見込まれる中で、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要があります。
- 本市の学校施設は築後40年以上経過したものが半数近くを占めており、多くの施設において老朽化が進んでいる状況にあります。そのため、今後、施設の状態に応じて、大規模改修による長寿命化や建替による施設の更新を計画的に進めていく必要があります。

(3) 課題解決に向けた取組の方向性

確認された小中学校の課題を解決し、『学校のあるべき姿』の実現を目指していくための取組の方向性を以下の通り決めました。

①小中一貫教育の推進

各小中学校が地域の特色を活かしながら、小中一貫教育をより一層推進していくために、全市的に中学校の通学区域を見直し、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進める。

②望ましい学校規模の確保

小規模校については、メリットやデメリットを整理したうえで、通学の距離や時間など児童生徒の就学環境の実情を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置を進める。

③学校施設の整備

学校施設の更新(建替え)には多額の費用を要することから、将来的な児童生徒数を見据えた計画的な整備を行う必要があるため、更新時期を踏まえて、学校の統廃合を進める。

※学校選択制

通学区域の弾力化を図るため、学区の一部の自治会に居住する児童生徒が、住所地の属する学区の学校(就学校)に加えて、隣接学区の学校を選択できる制度。

(4) 望ましい学校規模・学校配置の基準

上述した取組の方向性を踏まえ、具体的な取組の検討を進める際の望ましい学校規模や学校配置の基準を次のとおり定めました。

なお、学校規模の基準については、本市の地理的状況から、学校が集中している市街地地域と分散している北部地域に分けて策定し、適正化を進めていくこととしました。なお、市街地地域と北部地域に属する地域は次のとおりです。

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外

北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

① 望ましい学校規模の基準

小中学校では、児童生徒が一定規模の人数の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける環境が大切です。学校の規模については、現在、国においては法令上、学校規模の標準を小中学校ともに「12学級以上18学級以下」と定めています。

審議会が実施したアンケート等でも、国が示す12学級以上18学級以下を望ましい学級数とする回答が多くありましたが、その一方で、地域の実情に応じた柔軟な対応も必要という意見も多くありました。

これらのことを踏まえ、市街地地域の小中学校については、全学年でクラス替えや、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成することができる1学年2学級以上（学校全体で小学校12学級以上、中学校6学級以上）の学校規模を確保していくことが望ましいと考えます。

北部地域の小中学校については、児童生徒数や地理的条件等の地域の実情を考慮すると、1学年2学級以上の確保は現実的に困難な状況であることから1学年1学級以上（学校全体で小学校6学級以上、中学校3学級以上）が望ましいと考えます。

以上の考えから、本市における望ましい学校規模の基準は次の通りとします。

《望ましい学校規模の基準》

	市街地地域	北部地域
小学校	12学級以上（1学年2学級以上）	6学級以上（1学年1学級以上）
中学校	6学級以上（1学年2学級以上）	3学級以上（1学年1学級以上）

※1学級の児童生徒数は、小中学校ともに山口県の基準である35人に基づくものとします。

② 望ましい学校配置の基準

学校の配置については、児童生徒の通学における負担面や安全面を考慮する必要があります。国においては、適正な配置の基準として、通学距離が小学校で4 Km以内、中学校でおおむね6 Km以内としており、通学時間については、遠距離通学の場合に、適切な交通手段が確保できることを前提として、おおむね1時間以内を目安としています。

本市においても、現在の通学実態等を踏まえ、この基準が妥当であると考えられることから、本市における望ましい学校配置の基準は次の通りとします。

《望ましい学校配置の基準》

	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4 Km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6 Km以内	おおむね1時間以内

(5) 適正化に向けた具体的な取組

① 小中一貫教育の推進

小中一貫教育を一層推進していくために、一つの小学校からは一つの中学校の進学となるよう、まずは中学校の通学区域を優先的に見直すとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しを行います。

② 望ましい学校規模の確保

ア 検討対象校

適正化の検討対象校は、5年後の令和11年度(2029年度)の児童生徒数の推計から望ましい学校規模の基準を満たさない学校としますが、市街地地域については、計画期間内における優先度を考慮の上、全ての学年がクラス替えのできない単学級となる、次の学校とします。

《市街地地域》

岬小学校、見初小学校、神原小学校、鶯ノ島小学校

《北部地域》

厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

イ 適正化の進め方

- ・検討対象校については、①の小中一貫教育の推進の取組により見直した中学校の通学区域により、適正化の取組を進めていくこととし、将来的には学校選択制を廃止していきます。
- ・半径4キロ以内に複数の学校が集中しており、施設の老朽化が進んでいる学校もある市街地地域の検討対象校から、優先的に適正化に取り組むこととします。
- ・北部地域の検討対象校については、望ましい学校規模の基準を満たしていな

いものの、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを活かした教育の提供により教育環境の維持が図られていることから、当面の間、現在の学校を維持していき、令和11年度(2029年度)時点で5年先までの児童数を確認したうえで適正化を進めることとします。

③ 学校の施設整備

- ・老朽化した校舎の建て替えに合わせ学校の適正配置を進める場合には、施設一体型小中一貫校※または義務教育学校の設置を目指します。
- ・施設一体型小中一貫校等の新設については、中学校の通学区域内のいずれかの学校の現在地を第一候補(基本)としますが、中学校の通学区域内により立地条件の良い適当な敷地があれば、当該地への移転新設も検討していきます。

令和11年度の学級数と児童生徒数予測

小学校名 (児童数)					校数	学級数	校数	中学校名 (生徒数)	
複式学級	二俣瀬 (14)	小野 (9)	吉部 (9)	万倉 (18)	4	3	1	厚東川 (48)	単学級
複式学級と単学級					0	4	1	楠 (97)	
単学級					1	5	0	1～2学級/学年	
神原 (167)	岬 (102)	船木 (89)	鵜ノ島 (106)	見初 (76)	5	6	1	神原 (157)	
1～2学級/学年					0	7	1	川上 (194)	
					1	8	0	2～3学級/学年	
					0	9	1	東岐波 (264)	
					1	10	1	藤山 (294)	
					1	11	1	桃山 (335)	
2～4学級/学年					2	12	0	3～4学級/学年	
					2	14	1	西岐波 (449)	
					1	15	1	厚南 (438)	
					1	16	2	黒石 (476)	上宇部 (476)
					2	17	0		
2～4学級/学年					1	18	1	常盤 (548)	
					0	19	0	4学級以上/学年	
					1	20	0		
					1	23	0		

※令和11年度の学級数・児童生徒数は令和6年5月の住民基本台帳からの予測値(学級数は通常学級のみで、1学級の人数は小中学校ともに35人まで)であり、学校選択制及び私立中学校等への就学は考慮していない。

※施設一体型小中一貫校の注釈については、13頁参照

【参考】小中一貫教育、施設一体型小中一貫校、義務教育学校の関係

小中一貫教育

小中一貫教育とは、連続する小中学校で「めざす子ども像」（教育目標）を共有して、9年間を通じた系統性・連続性のある教育活動を行うもので、本市では令和2年度(2020年度)からすべての中学校区で導入しています。

小中一貫教育のメリットとしては、「中一ギャップの緩和や解消」「確かな学力の定着」「異学年交流などによる精神的な発達」などが挙げられます。

【具体的な取組】

- ・「めざす子ども像」を共有し、同じベクトルで児童生徒を育てる
- ・9年間を見通したカリキュラムを実施
- ・小学校5・6年生で教科担任制
- ・小学生と中学生の交流授業
- ・小中教員による相互の乗り入れ授業など

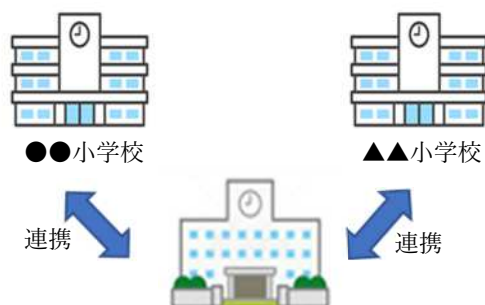
【2つの学校形態】

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
校長	小学校・中学校に1人ずつ	1人
教職員組織	小学校・中学校に1つずつ	1つ
学年	小学校6年 中学校3年	1年生から9年生

【施設の形態】

従来の小中一貫教育（施設隣接型・分離型）

施設一体型小中一貫校



同一敷地内に、小学校と中学校を設置する施設整備の形態

5 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校通学区域の再編

- ・一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう、中学校の通学区域を見直すとともに、学校選択制により、本来の就学先より選択制による学校への就学が多くなっている小学校の通学区域についても、併せて見直しを行います。

【進学先が分かれている小学校】

常盤小学校（西岐波中学校・常盤中学校）

琴芝小学校（常盤中学校・上宇部中学校）

鵜ノ島小学校（桃山中学校・藤山中学校）

- ・一部の班の例外規定は廃止し、行政区（自治会区）単位での編成とします。

【中学校通学区域の変更】

学区	現在	変更後
西岐波	西岐波全区、常盤24区から39区まで、 上宇部10の2区（15班、16班、17班に限る）	西岐波・常盤全区
常盤	常盤1-1区から2-8区まで、恩田・岬全区、 琴芝1区から1-10区まで	恩田・岬全区と 琴芝1区から1-10区まで
神原	神原・見初全区	神原・見初・琴芝全区（琴芝1区 から1-10区までを除く）
上宇部	上宇部全区（10-2区のうち15～17班除く） 琴芝3区から60区まで	上宇部全区
桃山	新川・小羽山全区、 鵜の島14-1区、14-2区、57-1から57-4区まで	新川・小羽山全区
藤山	藤山全区、 鵜の島41区から56区まで及び58区から64区まで	藤山・鵜の島全区
厚南	厚南・西宇部全区、厚東14区（5班に限る）	厚南・西宇部全区
厚東川	厚東全区（14区のうち5班を除く）・二俣瀬・小野 全区	厚東・二俣瀬・小野全区

【小学校通学区域の変更】

学区	現在	変更後
常盤	常盤全区・上宇部10-2区のうち15～17班	常盤全区
恩田	恩田全区	恩田全区・琴芝1区から1-10区
上宇部	上宇部全区（10-2区のうち15～17班除く）	上宇部全区
琴芝	琴芝全区	琴芝全区（琴芝1区から1-10区を除く）
西宇部	西宇部全区、厚東14区の5班	西宇部全区
厚東	厚東全区（14区のうち5班を除く）	厚東全区

(2) 中学校通学区の個別の再編

■西岐波・常盤中学校通学区の再編

再編後

常盤小の児童は、全て西岐波中に進学

生徒数と学級数の現状と見込み

【令和6年度の生徒数と学級数】

西岐波中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	134	167	147	448
学級数	4	5	4	13

常盤中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	184	147	180	511
学級数	6	4	5	15

【令和6年度の西岐波中・常盤中における常盤小からの進学者数】

西岐波中	全校生徒数	うち常盤地区生徒数 (常盤24～39区)	常盤中	全校生徒数	うち常盤地区生徒数 (常盤1-1～2-8区)
	448	125		511	70

【再編後の生徒数と学級数見込み】

西岐波中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	160	193	170	523
学級数	5	6	5	16

常盤中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	158	159	157	474
学級数	5	5	5	15

※令和11年度の生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、私立中学校等への進学はないものとして推計している。

再編の視点

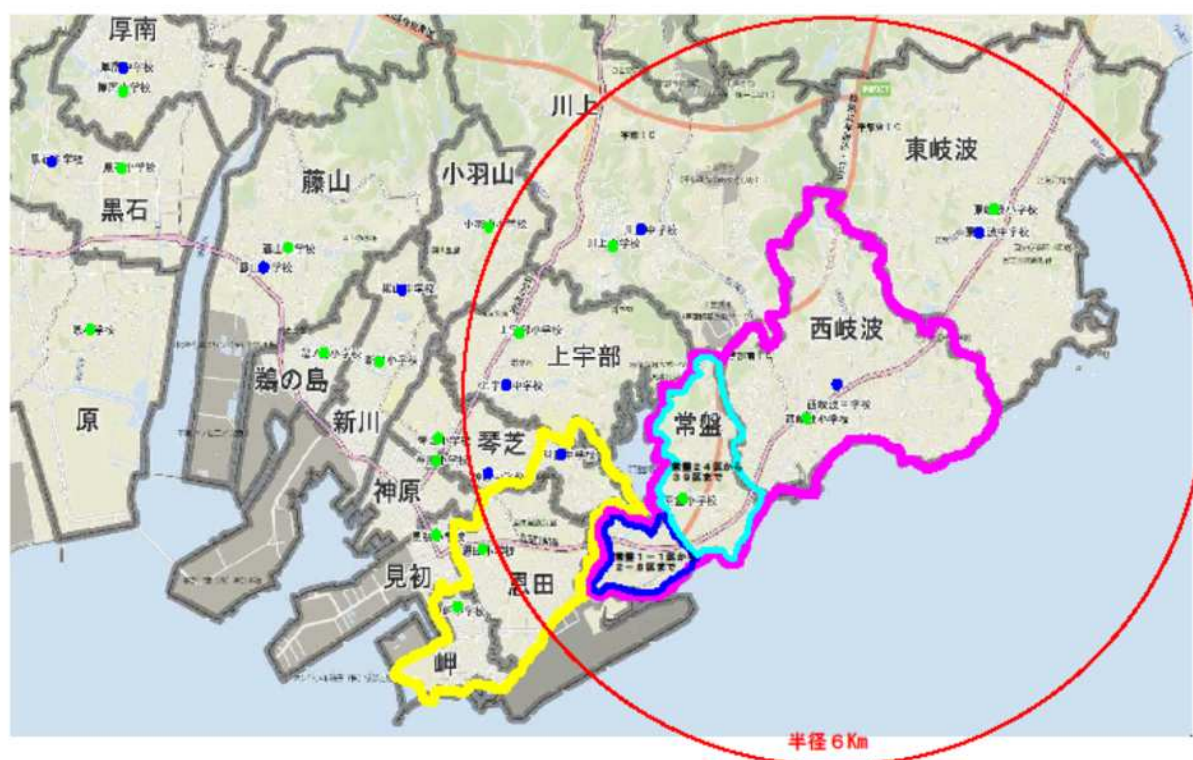
《小中一貫教育》

・現状、常盤小は約6割の児童が西岐波中に進学しており、西岐波中と小中連携を実施しています。

《学校規模等》

・常盤小の児童が全て西岐波中に進学した場合の西岐波中、常盤中の学級数は、各々、国が示す学校規模の標準の範囲内になります。

【新たな西岐波・常盤中学校区域の概略図】



■神原・上宇部中学校通学区の再編

再編後

生徒数と学級数の現状と見込み

再編の視点

琴芝小の児童は、現常盤中通学区（琴芝1区から1－10区）の児童を除き、神原中に進学

【令和6年度の生徒数と学級数】

神原中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	50	54	64	168
学級数	2	2	2	6

上宇部中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	142	152	138	432
学級数	4	4	4	12

【令和6年度の琴芝小通学区の学校選択制利用者数と割合】

選択学校	琴芝自治会区	対象者数	利用者数	利用割合
神原小	3区、3－11区、4区、4－2区、15区、40区、40－1区	114	79	69.3%
恩田小	1区、1－5区、1－10区	95	80	84.2%
常盤小			8	8.4%

【再編後の生徒数と学級数見込み】

神原中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	107	104	119	330
学級数	4	3	4	11

上宇部中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	113	96	88	297
学級数	4	3	3	10

※令和11年度の生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、私立中学校等への進学はないものとして推計している。

《小中一貫教育》

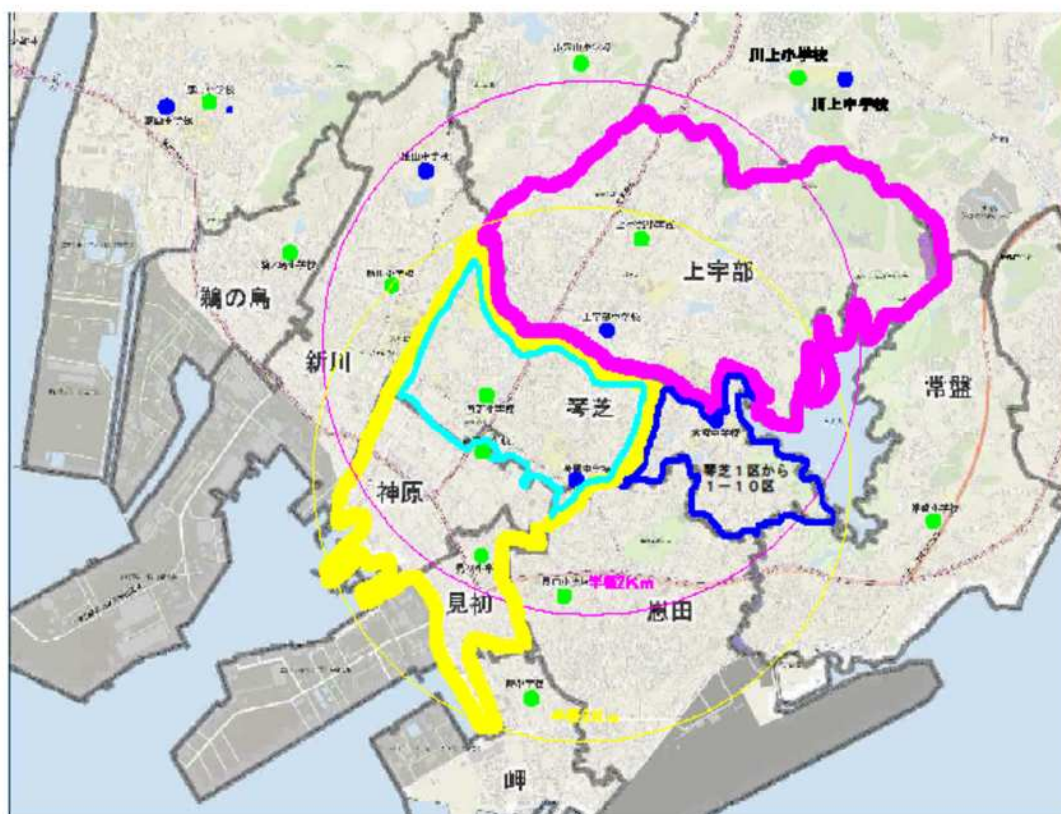
・学校選択制により、現状では、琴芝小と神原小を入学先に選択できる琴芝地区の児童の約7割が神原中に進学する神原小を選択しています。また、恩田小を選択できる児童の約8割が常盤中に進学する恩田小を選択しています。

・中学校の通学区を見直すとともに、現状、常盤中に進学している琴芝小児童の小学校の通学区を恩田小の通学区に見直すことで、小中一貫教育を推進することが可能となります。

《学校規模等》

神原中と上宇部中の学校規模や通学環境等のバランスが良くなります。

【新たな神原・上宇部中学校通学区域の概略図】



※中学校の通学区域の変更に伴い、琴芝1区から1－10区の小学校の通学区域は恩田小学校に変更します。

■桃山・藤山中学校通学区域の再編

再編後

再編の視点

生徒数と学級数の現状と見込み

再編後の生徒数と学級数見込み

鵜ノ島小の児童は、全て藤山中に進学

【令和6年度の生徒数と学級数】

藤山中

桃山中

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	106	98	110	314
学級数	3	3	3	9

	令和6年度			
	1年	2年	3年	計
生徒数	116	102	113	331
学級数	3	3	3	9

【令和6年度の桃山中・藤山中における鵜ノ島小からの進学者数】

桃山中	全校生徒数	うち鵜の島地区生徒数 (鵜の島14-1と2, 57-1~4区)	藤山中	全校生徒数	うち鵜の島地区生徒数 (鵜の島41~56, 58~64区)	うち鵜の島地区選択区域生徒数 (鵜の島14-1と2, 57-1~4区)
	331	6		314	40	10

【再編後の生徒数と学級数見込み】

藤山中

桃山中

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	91	115	95	301
学級数	3	4	3	10

	令和11年度推計			
	1年	2年	3年	計
生徒数	107	100	121	328
学級数	4	3	4	11

※令和11年度の生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、私立中学校等への進学はないものとして推計している。

《小中一貫教育》

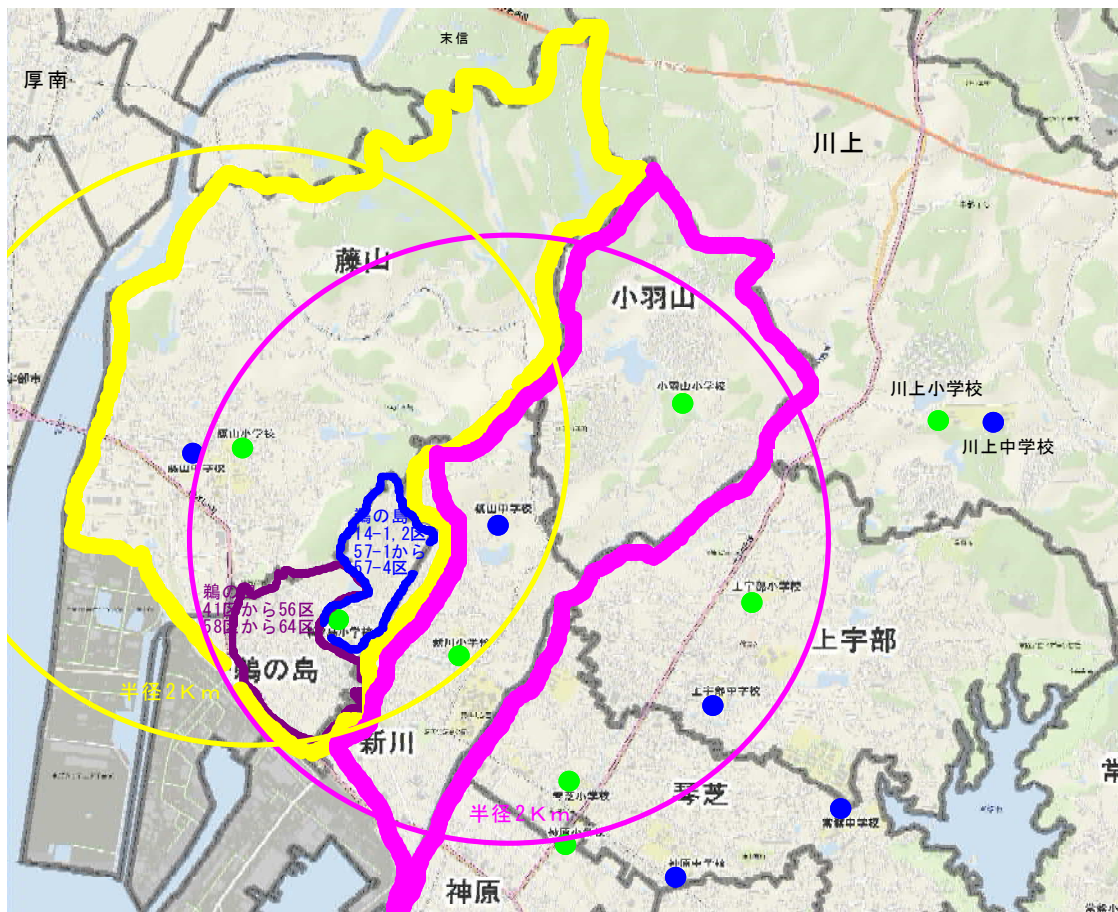
・現状、鵜ノ島小は約9割の児童が藤山中に進学しており、藤山中と小中連携を実施しています。

・藤山小、鵜ノ島小の校舎はともに老朽化しており、建て替えに合わせた施設一体型の小中一貫校の設置が目指しやすい状況にあります。

《学校規模等》

・鵜ノ島小の児童が全て藤山中に進学した場合の桃山中、藤山中の学級数は、各々、国が示す学校規模の標準の範囲内になります。

【新たな桃山・藤山中学校通学区域の概略図】



(3) 規模等検討対象校の適正化

【市街地地域】

市街地地域の検討対象校については、新たに再編される中学校の通学区域により適正化を推進していくこととします。また、老朽化した校舎の更新に合わせ、施設一体型の小中一貫校を目指して、統合を進めていきます。

なお、岬小学校については、学校施設が新しく、近隣に大規模校である恩田小学校があることから、審議会の答申において、通学区域の変更により適正化を進めていくよう提言がありました。

しかしながら、岬小学校の学校規模は、恩田小学校より岬小学校に通学する方が通学距離が短くなる恩田地域の児童数を合わせても、望ましい学校規模基準である2学級に満たない学年が多くなることから、本計画期間中は適正化は行わず、恩田小学校との交流や合同学習、また小規模校のメリットを活かした教育の充実を図ることなどにより、現在の教育環境を維持していくこととします。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

3小1中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行っていきます。

児童生徒数と学級数の現状と見込み

【令和6年度の児童数と学級数】

	令和6年度計														
	児童数							学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
見初小	13	9	17	22	17	18	96	1	1	1	1	1	1	6	
神原小	46	49	54	43	63	60	315	2	2	2	2	2	2	12	
琴芝小	48	51	38	57	47	43	284	2	2	2	2	2	2	12	

【令和11年度の児童数と学級数見込み】

	令和11年度推計														
	児童数							学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
見初小	18	7	11	11	16	13	76	1	1	1	1	1	1	6	
神原小	19	32	26	25	32	33	167	1	1	1	1	1	1	6	
琴芝小	48	64	46	56	77	73	364	2	2	2	2	3	3	14	

(琴芝小の児童数は、現行の通学区域での推計値)

【3小1中の令和11年度児童生徒数と学級数見込み】

	令和11年度推計												小中計
	小学校							中学校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計		
児童生徒数	78	95	77	86	114	99	549	107	104	119	330		
学級数	3	3	3	3	4	3	19	4	3	4	11	30	

(琴芝小の児童数は琴芝1区から1－10区までの児童数を減じた人数)

※令和11年度の児童生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、中学校の生徒数は、私立中学校等への進学はないものとして集計している。

■検討対象校：鵜ノ島小学校

2小1中（鵜ノ島小、藤山小、藤山中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行っていきます。

児童生徒数と学級数の現状と見込み

【令和6年度の児童数と学級数】

	令和6年度計													
	児童数							学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鵜ノ島小	17	8	20	18	19	30	112	1	1	1	1	1	1	6
藤山小	75	81	95	73	86	95	505	3	3	3	3	3	3	18

【令和11年度の児童数と学級数見込み】

	令和11年度推計													
	児童数							学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鵜ノ島小	23	17	15	16	18	17	106	1	1	1	1	1	1	6
藤山小	62	67	80	68	79	75	431	2	2	3	2	3	3	15

【2小1中の令和11年度児童生徒数と学級数見込み】

	令和11年度推計												学級数計
	小学校							中学校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計		
児童生徒数	85	84	95	84	97	92	537	91	115	95	301		
学級数	3	3	3	3	3	3	18	3	4	3	10		
												28	

※児童生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、中学校の生徒数は、私立中学校等への進学はないものとして集計している。

【北部地域】

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

令和11年度時点で5年先までの児童数を確認し、将来的な児童数の推移が、1学級2人相当である、学校全体で12人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していくこととします。

また、適正化の推進に際しては、市街地地域同様に小学校同士の統合は行わず、施設一体型を目指した小中一貫校を整備したうえでの統合が望ましいことから、同一中学校区域内のいずれかの小学校の児童数の推移の見込みが、学校を維持していく基準を満たさないと判断された場合は、その中学校区域内での適正化を推進していくものとします。

児童生徒数と学級数の見込み	【令和11年度の児童生徒数と学級数見込み】														
	1 厚東川中学校区														
		令和11年度推計													
		児童生徒数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	小野小	2	0	2	2	1	2	9	1		1		1		3
	二俣瀬小	3	0	2	2	4	3	14	1		1		1		3
	厚東小	5	9	6	5	11	12	48	1	1	1		1	1	5
	計	10	9	10	9	16	17	71							
	厚東川中	18	19	11				48	1	1	1				3
	2 楠中学校区														
		令和11年度推計													
		児童生徒数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	吉部小	1	0	2	3	1	2	9	1		1		1		3
	万倉小	2	2	2	3	4	5	18	1		1		1		3
	船木小	13	15	13	14	23	11	89	1	1	1	1	1	1	6
	計	16	17	17	20	28	18	116							
	楠中	36	29	32				97	2	1	1				4
	※令和11年度の児童生徒数については、令和6年5月時点での推計値であり、中学校の生徒数は、私立中学校等への進学はないものとして集計している。														

6 計画の進め方と配慮事項

(1) 具体的な進め方

計画の実施に向けては、保護者や地域の方々に十分な説明を行い、共通の認識のもと進めていくことが重要です。また、市は教育委員会と市長部局が連携し、一体となって取り組んでいくこととします。

今後の再編については、次のフローのような手順を踏まえて進めていきます。

地域説明会の実施

- ・ 保護者
- ・ 未就学児の保護者
- ・ 地域住民など

学校のあるべき姿や小中学校の現状と課題、課題を解決するための方向性と具体的な再編案など本計画の内容を説明を行うための、地域説明会を開催します。



地域別協議会等の設置

- ・ 保護者代表
- ・ 未就学児の保護者代表
- ・ 地域住民代表
- ・ 学校関係者など

市街地地域については必要に応じて関係地区の代表者で構成される協議会等を設け、再編の時期や新しい学校のあり方などご意見をいただき、共通認識を図りながら計画を進めていきます。北部地域については、令和11年度（2029年度）に以降の児童数の状況を確認しながら、必要に応じて設置していきます。



学校別統合準備会等の設置

- ・ 保護者代表
- ・ 未就学児の保護者代表
- ・ 地域住民代表
- ・ 学校関係者など

統合等により、新設校の設置が予定される地域については、統合準備会を設置し、新たな学校の校名、校歌、校章、通学路の安全対策等の検討を行う統合準備会を設置します。

(2) 配慮事項

①児童生徒の不安解消

通学区域の変更や学校の統合にあたっては、学習環境や生活環境が大きく変化することから、児童生徒の不安を解消するため、再編までの期間においては、学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流の機会を充実させるとともに、再編後においても、きめ細かな心のケアに取り組みます。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒については、個々の特性に寄り添った一貫した支援等が再編後も継続して受けられるよう、配慮していきます。

また、通学区域の変更については、新入生からの段階的实施や、入学時に兄や姉が在学している場合は、変更前の学校も選択可能とするなど、緩やかな移行に向けた仕組みも検討していきます。

②児童生徒の通学支援

通学区域の変更や、学校の統合により通学距離や時間が長くなる場合は、児童生徒の負担が過度とならないよう、スクールバスや公共交通機関などの交通手段の活用など、可能な限り通学時間が短くなるよう配慮していきます。

また、通学区域の見直し後も、児童生徒が安心・安全に登下校できるように、学校や保護者、地域、道路管理者等の関係機関と連携しながら、通学路の安全点検や安全対策の実施、登下校時の見守り体制の整備など、通学路の安全確保に取り組めます。

③小規模校の課題への配慮

小規模校のまま当面現在の学校を維持していく学校においては、少人数指導の充実や特色あるカリキュラムの提供、ICTを活用した他校との合同学習など、小規模のメリットを最大限に活かしながら、教育の充実を図っていきます。

また、適正化の推進による学校統合は、とりわけ中山間地域である北部地域においてさらなる人口減少を招く可能性もあることから、地域に身近な分校としての活用など、地域の実情に応じた様々な選択肢を併せて検討していくとともに、特認校就学制度※の活用や移住定住策の推進などに地域や市長部局と連携しながら取り組めます。

※特認校就学制度

自然や小規模校の良さを生かした特色ある学校運営をしている学校を特認校に認定し、特認校で学びたいという希望により、就学校を変更できる制度。

(3) 再編スケジュール

現時点で想定しているスケジュールは、下の表のとおりです。

小中一貫校として施設整備が必要な、藤山中と神原中の通学区域については、中学校区の再編を優先して行いながら、施設整備に向けた協議や準備を行うこととしています。

なお、施設整備については、老朽化した施設の建て替えや既存施設を小中一貫校として使用するために必要な改修など、施設一体型小中一貫校の設置に向けて、財政面や学校運営面など様々な方面から検討を行います。

	R6年度 (1年目)	R7年度 (2年目)	R8年度 (3年目)	R9年度 (4年目)	R10年度 (5年目)	R11年度 (6年目)	R12年度 (7年目)	R13年度 (8年目)	R14年度 (9年目)	R15年度 (10年目)
藤山中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（藤山小・鵜ノ島小）							2小1中 小中一貫 校開校
藤山小			2小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工					
鵜ノ島小			開校準備委員会設置（開校に向けた検討・準備）							
			藤山中学校へ進学							
神原中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（見初小・神原小・琴芝小）							
神原小			地域協議 (3小1中 小中一貫校)			3小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工 R19年度 開校目途		
琴芝小				開校準備委員会設置 (開校に向けた検討・準備)						
見初小										
				神原小・琴芝小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実（R19年度新設一貫校へ）						
常盤中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（恩田小・岬小）							
恩田小			小学校区の再編（琴芝小の一部編入）							
岬小			恩田小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実							
西岐波中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（西岐波小・常盤小）							
常盤小			西岐波中学校に進学							
厚東小	地域説明	他校との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実、地域や市長部局と連携した児童生徒増加策の推進				R11年度時点で5年先までの児童数を確認し、児童数の推移が学校全体で12人未満の見込みとなった場合は適正化を推進				
二俣瀬小										
小野小										
吉部小										
万倉小										

【関連校】

桃山中	地域説明		中学校区の再編（小羽山小・新川小）							
上宇部中			中学校区の再編（上宇部小）							

宇部市立小中学校適正規模・適正配置等に関する地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒にとって最適な教育環境を実現するために進める、宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画（以下「計画」という。）に基づく取組について、情報の共有と円滑な実施に向けた必要な事項の調整を図るため、地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置区分等)

第2条 協議会は、計画に基づき、通学区域の見直しを行う中学校区ごとに設置するものとし、当該中学校区及び協議会の名称並びに構成地区は、別表のとおりとする。ただし、教育長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議、検討、調整する。

- (1) 計画を進めるうえでの課題とその対応方法に関すること
- (2) 学校と地域の連携のあり方に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、計画の円滑な実施のために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 学校教職員の代表者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の総意は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会は、原則公開とする。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、会長が指名する者を参加させることができるものとする。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会での調査、検討等の結果を協議会へ報告するものとする。

(報償)

第9条 第4条第2項の委員のうち、学校教職員以外の委員には謝金として、年額4000円を支払うものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、宇部市教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

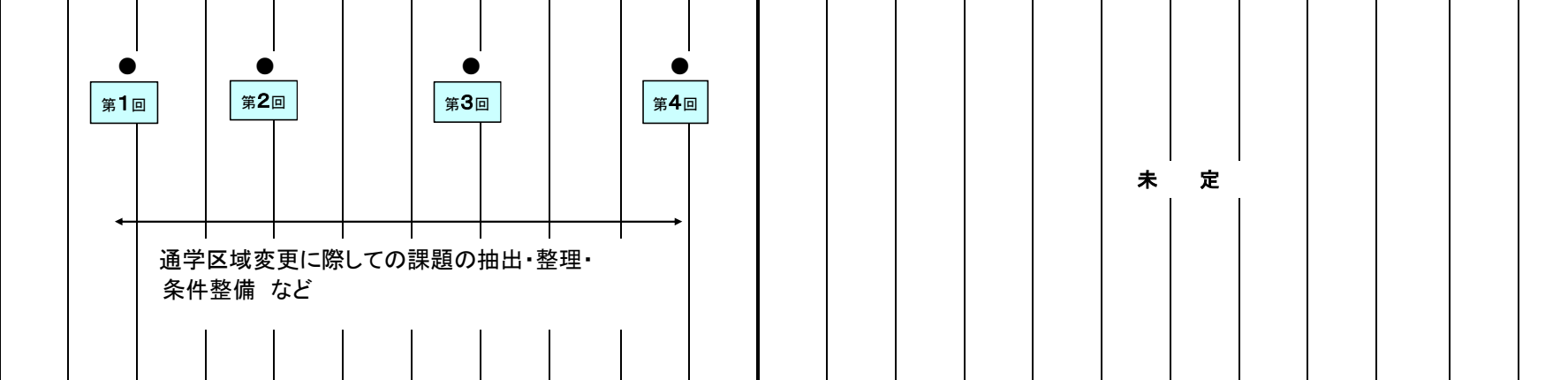
附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

中学校区	協議会の名称	協議会の構成地区
藤山中学校区	藤山中学校区地域協議会	鵜の島地区、藤山地区
神原中学校区	神原中学校区地域協議会	神原地区、見初地区、琴芝地区
西岐波中学校区	西岐波中学校区地域協議会	西岐波地区、常盤地区

小中学校適正規模・適正配置計画地域協議会スケジュール

		令和7年度											令和8年度													
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年1月	2月	3月		
西岐波中学校 区地域協議会	中学校 通学区域 再編																									

ご意見・ご要望等		回答
区分	【常盤：保護者・地域住民】 令和7年1月29日開催	参加人数 55 人
通学支援・安全対策	西岐波中に通学するとなると通学距離が懸念される。自転車通学は認められるか。	現在、市内の中学校では通学距離2km以上ある場合は自転車通学を認めています。
	自転車通学の場合、国道を通ることが多い。また、自転車が通りにくい道もあるので、通学できるよう整備して欲しい。	通学路もしっかり検討し、整備が可能なところは整備したいと考えています。
	全国的に少子化が進んでいるので再編は必要と思っている。しかし、子どもの身体的負担、家庭での時間が短くなることを考えると、スクールバスの整備、公共交通機関利用費用の負担を要望。	通学の負担軽減や費用負担についてなど、今後、地域別協議会で協議していきます。
	少子化が進み、学校の統廃合は必要。将来を見据えて、遠距離でも通学できるスクールバスや子ども専用のBRTの整備を進めて欲しい。	(ご要望)
	あと2年でスクールバスや路線バスの整備が出来るのか。地域協議の進捗状況を知ることができるのか、自分たちの言葉を届ける機会があるのか。決定したことを知らされるだけでは地域住民としてはわだかまりが残ると思う。少しでも納得できるように進めて欲しい。	地域別協議会だけでなく、皆さんから御意見をいただく機会は持ちたいと考えています。また情報も発信していきたいと考えてます。全員が納得できることはないと思いますが、これだけ議論を尽くして、アイデアを出し尽くしたからこういう方向性で行こうとなるよう、丁寧に進めていきます。
	通学に使う公共交通を無償にする、遠距離通学のために電動アシスト付き自転車の購入を補助するなど、通学への支援を検討して欲しい。	通学の負担軽減や費用負担についてなど、今後、地域別協議会で協議していきます。
再編移行期	R9年度から、西岐波中学校に通うようになるとのことだが、兄弟児の学校が別れた場合はどのような配慮があるか。	兄弟姉妹のおられるご家庭の生徒については、どちらかの学校を選択できるよう配慮したいと考えています。また、学校が別々になる場合は学校行事が重ならないようにするなど、何が支障になるかを検討し配慮していきます。
	常盤小校区を解消して、恩田小校区と西岐波小校区に戻す可能性は検討されたのか。	現在、児童生徒が増加しているのは黒石地区のみですが、数年先は常盤地区も増加見込です。宇部市全体を見ると校舎の老朽化や児童減少がどんどん進んでいるところがあり、そのような状況を総合的に考えて、当面、常盤小校区の解消は検討しておりません。
	則貞・亀浦地区住民の総意として、恩田小校区に入りたいということで地域別協議会でまとまった場合は、恩田小校区に入るという意見は排除しないということか。	お見込みのとおりです。

ご意見・ご要望等		回答
小中一貫教育	小中一貫教育ありきで話が進んでいると考えている。小中一貫教育による効果の実証的なエビデンスがない中で、なぜ宇部市は小中一貫を進めるのか。建物の老朽化が進む中で補助金も必要かもしれないが、行政が権力を行使して、通学区域を決めるのはいかなるものか。学校選択制を廃止するのも、住民の自由な権利を軽視し過ぎているのではないか。小中一貫教育を進めるのは構わないが、住民の意見を聞いて合理的に施策を決めて欲しい。	(ご意見)
	第8回審議会資料によると、常盤中に常盤全区が通学した時のデメリットとして学級数が21学級になるとなっているが、今回示されたデータでは18学級となっており、デメリットは無くなるのではないか。令和10年度に18学級を超えるので、この計画になったと思っていたがその理論が崩壊してる。それでも小中一貫教育を進めるのであれば、デメリットが示されていないので判断材料が不足。デメリットと通学距離が伸びることに対する対応を示して欲しい。	基本的に小規模校、大規模校のそれぞれにメリットとデメリットはあると思いますが、小中一貫教育についてのデメリットは現在考えておりません。通学の安全についてはしっかり対応していきます。
	他の自治体で、小中一貫教育のデメリットとして小5・小6のリーダーシップがなくなるなど示されているので、そういうエビデンスを誤魔化さずにきちんと精査して示していただきたい。	デメリットが全くない訳ではありませんが、特に学びの面でのメリットがあるため小中一貫教育を進めているところですが、支援の面でも効果があると思っています。様々な問題がある家庭に対して、9年間を通したフォローアップが実現できるようにしていきます。
	小中一貫教育を進めるといっているが、各学校のグランドデザインの何が違うのか。宇部市として住む地域によって、目指すべき子ども像が違って良いのか。同じ方向性を持つべきではないか。	大きな方向性は、もちろん市で同じものですが、学校運営協議会をはじめ地域とともに学校を作っていく、保護者や地域の思いを汲み上げた上でのプランという流れになっています。
学校選択制	計画を進めていく中で、学校選択制は認められるのか。	学校選択制を導入した地域では、本来の就学先より選択制を利用した学校に入学者が多くなるなど、不整合が生じたことから、今回の計画で整理ができたところから選択制については廃止していく方向性です。今後、地域別協議会の中で、市の主導ではなく地域から境界地域については恩田に入れた方が良いという意見があればそのような方向性もありえます。いただいた御意見は地域別協議会でも提案して協議します。
	琴芝地区の一部は恩田小に通学できるのに、常盤地区はなぜ選択できないのか理由がわからない。	現在、琴芝1～10区の児童の85%が恩田小に通学していることから、児童が恩田地区の行事に参加するなどコミュニティに混乱が生じているため、本計画では、実態に即した通学区域の変更としており、このような不整合や混乱が生じないため、今後学校選択制は廃止していくこととしています。学校選択制ではなく、常盤地区の一部から恩田小に通学するという案の提案があれば、地域別協議会で協議できると考えています。

ご意見・ご要望等		回答
学校選択制	地域別協議会において、則貞・亀浦地区は学校選択制を選びたいという同意が得られた場合、学校選択制も認められる範囲か。	学校選択制によって地域の混乱を招いたという経緯があるので、学校選択制を新たに設けることはないと考えています。
その他	令和9年度から西岐波中学校に進学するというスケジュールは早急ではないかと思う。子どもの通学区域を考えて自宅を建てたので、最低限、今から幼稚園に入る子が中学校に入学するタイミングぐらいの時間的猶予をみて進めるべきではないかと思う。	この計画の大きな方向性である小中一貫教育は進めていくが、必ずこのスケジュールどおり進めていかなければならないとは考えていません。そのようなご意見も踏まえて、来年度からしっかり協議していきます。
	このスケジュールは決定ではないということか。	基本的にはこのスケジュールでやりたいと考えています。神原中エリアの説明会では、小中一貫校の設置がセットになっていることや学校選択制と地域コミュニティの様々な課題があることから、計画を遅らせないで欲しいとのご意見もいただいているところです。すべての中学校区内で同時スタートではなくて良いとも考えています。
	今後、自分たちの意見をどこに言えばいいのか教えて欲しい。	本日の資料に記載している。教育委員会教育総務課へ電話、メールでお寄せください。
	常盤地区と西岐波中学校がいびつな関係になっている。 則貞と亀浦地区は常盤中学校に後援会費を払っているが学校運営協議会からは除外されている。西岐波中学校には後援会費は払っていないけれど学校運営協議会の仕事はさせられている。	(ご意見)
	学力のことが気になっている。常盤中学校は工学部が近いので関連の授業があるが、西岐波中学校ではそれが受けられなくなる。義務教育学校になると小学校担当教諭と中学校担当教諭がどれだけ連携できるか気になる。	(ご意見)
	介護・介助の必要な障害児などにどのように通学してもらうつもりか。	特別な支援が必要な子どもたちについては、学校の選択制など特別な配慮が必要と考えています。
その他	小中学校への通学のしやすさ、市街地へ利便性を考えて則貞・亀浦地区を居住地に選んだ。今後、この地域に子育て世帯が入ってこなくなるのではないかと危惧している。	(ご意見)

ご意見・ご要望等	回答
この計画は、何年前から決まっていたのか。4年前に宇部に転入する時、教育委員会に恩田・常盤地区がお薦めと聞き、常盤小・常盤中に行くつもりで土地を買い家を建てた。安易に3, 4年で変更されることにも納得がいかない。ちゃんとみんなが納得できるように説明して欲しかった。いきなり言われても納得いかない。	宇部市の教育は地域による特色はありますが、特にこの学校が良いと言うことは無いと思います。いろいろ検討をして今の住居を決められたと思います。この計画はもともと市街地地域について10年以上前から適正配置を進めてきましたがうまくいかなかったため、改めて令和4年度から審議会を立ち上げて、アンケートを実施したりワークショップを開催したり、様々な御意見をいただきながら進めてきたが、その間に子どもたちの数は減少し、成長している。これ以上先送りにはできないという覚悟をもって今回の計画をお示しました。これから地域協議会を立ち上げて、皆さんの意見を吸い上げていきながら進めていくのでご理解いただきたい。
これまでアンケートを取って意見を聞いたとのことだが、ここにいるみんなはそれも知らない間に話が進んでいる。新聞を見て初めて知った人もいる。もう決まった状況で、やっこの説明会で意見が言えた。これから本当に私たちの意見を参考に取り入れてもらえるのか。	答申も学校運営協議会などに情報提供したり、経過についてもこれまで何度も新聞に取り上げてもらっているが、説明会で初めて聞いたという御意見も多く、情報を出していく難しさを痛感しています。今日いただいたすべての意見はWEBサイトにも掲載し、地域別協議会で議論し、途中経過も報告しながら、また今回のように集まっていただく機会を持ちながら進めていきます。
アンケートを取ったというが、サンプル数はあれでいいのか、あれで本当に意見が吸い上げられたと思っているのか。 PTA会長と言われたが地区のことを知らない人もいる。メンバーの選定が大事で、行政がうまくわけのわからない人を選んだら、わけのわからないまま地域協議会の合意を得られて計画が執行される。適切なメンバーが入れるような体制づくりが必要。	どのようなメンバーが適切であるのかアイデアがあれば提案していただけたらと思います。
今日の説明会の意見と回答を閲覧することはできるか。	後日、市のWEBサイトに説明会での御意見と回答をアップすることとしています。
地域別協議会のメンバーはどの様に選ばれるのか。	地域の方にも入っていただくが、常盤地区については保護者の方にメインで入っていただきたいと思っています。地域の方やPTAの代表の方に相談させていただきながら決めていきたいと思っています。

説明会でいただいたご意見から抽出した課題

課 題	
通学支援・安全対策	・ 通学路を整備してほしい。 ・ 遠距離でも通学できる、スクールバスなどの整備を進めて欲しい。 ・ 公共交通機関の無償化や電動アシスト付き自転車の助成を検討してほしい
再編移行期の配慮	・ 兄弟姉妹で就学校が分かれる場合は、どのような配慮があるのか。
再編区域	・ 則貞・亀浦地区住民の総意で恩田小校区に入るという意見がまとまれば、区域変更は可能か。
学校選択制	・ 計画を進めていく中で、学校選択制は認められるのか。
再編のスケジュール	・ スケジュールが早急すぎないか。